

空調用 A 契約定義書

東 日 本 ガ ス 株 式 会 社

令和元年 10月 1日実施

1. はじめに

空調用A契約定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社ガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）に基づき、料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 用語の定義

- (1) 「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切捨て）。但し1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定める使用者の1年間において引取らなければならない量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいいます。
- (7) 「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月期間をいいます。
- (8) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月の期間をいいます。
- (9) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (10) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期 1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (11) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (12) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (13) 「単位料金」とは、別表もしくは小売約款に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (14) 「4.5メガジュール地区」とは、標準熱量4.5メガジュールのガスを供給する地区をいいます。
- (15) 「6.2.8メガジュール地区」とは、標準熱量6.2.8メガジュールのガスを供給する地区をいいます。

3. 適用条件

4.5メガジュール地区のお客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 空調用熱源機のエネルギー源としてのガス使用量を算定する専用のガスマーターを設置すること。
- (2) 設置する空調用熱源機の使用予定に基づいて契約使用可能量及び契約月別使用量を定めることができます。

る需要であること。

- (3) 契約年間使用量が契約使用可能量の 600 倍（小数点以下切捨て）以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の 70 パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が 75 パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この定義書に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた空調用 A 契約を当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの定義書に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社は空調用熱源機の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ①契約使用可能量
 - ②契約年間使用量
 - ③契約年間引取量
 - ④契約月平均使用量
 - ⑤契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として 1 年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに 1 年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスマーティーの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスマーティーの読みにより算定いたします。

6. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増したもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日（日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく 1 か月当りの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。
- (4) 当社は、次の場合には、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。
 - ①口座振替により料金のお支払いをいただいているお客様について、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合。
 - ②早収料金適用期間の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合。
 - ③クレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただいているお客さまに

について、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後に当社に対する立替え払いがされた場合

7. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、使用可能量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料及び契約年間引取量未達補償料とし、当社は、当該補償料を、原則として、それぞれの未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)及び(2)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 使用可能量倍率未達補償料

お客様の年間の実績使用量が、契約使用可能量の600倍未満（小数点以下切捨て）の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、使用可能量倍率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{使用可能量倍率未達補償料} = \left\{ \begin{pmatrix} \text{契約使用可能量の600倍に相当する年間使用量} \\ \end{pmatrix} - \begin{pmatrix} \text{実績年間使用量} \\ \end{pmatrix} \right\} \times \begin{pmatrix} \text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位を四捨五入した額} \\ \times 3 \end{pmatrix}$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に小売約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達補償料

お客様の実績年間負荷率〔（年間の1か月当たり平均実績使用量／最大需要期の1か月当たり平均実績使用量）×100をいいます（小数点以下切捨て）。〕が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left\{ \begin{pmatrix} \text{負荷率75パーセントに相当する年間使用量} \\ \end{pmatrix} - \begin{pmatrix} \text{実績年間使用量} \\ \end{pmatrix} \right\} \times \begin{pmatrix} \text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位を四捨五入した額} \\ \times 3 \end{pmatrix}$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に小売約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

（備考）

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月当たり平均実績使用量に0.75を乗じ、その量を12倍した量といたします。

(3) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left\{ \begin{pmatrix} \text{契約} \\ \text{年間} \\ \text{引取量} \end{pmatrix} - \begin{pmatrix} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{pmatrix} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める} \\ \text{月別契約量に各月の単位料金を乗} \\ \text{じたものの合計額を契約年間使用} \\ \text{量で除し、小数点第3位を四捨五} \\ \text{入した額} \end{array} \right\}$$

8. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくはこの定義書が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又は使用者に契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなつた場合及び7の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

9. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、8(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは8(2)の規定によるもので使用者の契約違反のみによる場合には、当社は、次とおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの定義書に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left\{ \begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{契約種別の} \\ \text{基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right\}$$

- (2) 新たにこの定義書に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量がそれまでの契約使用可能量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left\{ \begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{前契約の1} \\ \text{か月当たりの} \\ \text{基本料金} \\ \text{(相当額)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{新契約の1} \\ \text{か月当たりの} \\ \text{基本料金} \\ \text{(相当額)} \end{array} \right) \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right\}$$

10. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

1.1. 緊急時調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、7の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \text{ 割引額} = \frac{\text{定額基本料金}}{\text{料金}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

$$(2) \text{ 割引額} = \frac{\text{流量基本料金}}{\text{料金単価}} \times \frac{\text{契約使用可能量}}{\text{}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

1.2. その他

(1) その他の事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

1. 実施の期日

この定義書は令和元年10月1日から実施いたします。

2. この定義書の掲示

当社は、この定義書を、事業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この定義書を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この定義書を変更する旨、変更後の定義書の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この定義書の変更前の定義書に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計額の端数の金額を切り捨てたものといたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。
- (1円 未満の端数切り捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

冬期基本料金単価

1か月およびガスメーター1個につき	9,460.00円
-------------------	-----------

その他期基本料金単価

1か月およびガスメーター1個につき	8,470.00円
-------------------	-----------

(2) 流量基本料金単価

冬期基本料金単価

1立方メートルにつき	2,041.60円
------------	-----------

その他期基本料金単価

1立方メートルにつき	590.70円
------------	---------

(3) 基準単位料金

冬期基準単位料金

1立方メートルにつき	98.29円
------------	--------

その他期基準単位料金

1立方メートルにつき	91.46円
------------	--------

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。